

## 令和8年度 光市小規模修繕契約希望者登録申請提出要領【中間時（新規）】

令和8年度において光市が発注する小規模修繕（その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、見積価格が10万円未満のもの。）の受注を希望する者は、下記のとおり書類を提出してください。

※現在すでに登録済の方は3申請書類のうち(4)市税の未納・滞納がない証明書（写し可）を提出してください。

### 1 登録できる者

市内に主たる事業所（本社、本店）を置く事業者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 光市暴力団排除条例第2条第2号に該当する者
- (6) その他契約の相手方として不適当と認められる者

### 2 登録有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 申請書類

- (1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 履歴事項全部証明書（写し可）  
【申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの】  
※個人の場合は、誓約書（別紙）
- (3) 資格証明書、許可証等の写し（資格、許可等が必要な業種を希望する者）
- (4) 市税の未納・滞納がない証明書（写し可）  
【申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの】  
ア （法人） 本社に係る、光市に納める全ての税  
イ （個人） 代表者個人に係る、光市に納める全ての税
- (5) 技能者等一覧表（様式第2号）
- (6) その他市長が特に必要があると認めた書類

### 4 申請受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで

（土日祝日を除く開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分まで））

※臨時申請は、令和8年4月から12月までの毎月1日から10日まで（土日祝日を除く。）を予定しています。

## 5 提出について

### (1) 提出方法 持参又は郵送

※郵送は、受付期限日までの消印があるものを有効とします。封筒の余白に「小規模修繕申請」と記載してください。

### (2) 提出先 光市役所総務部入札監理課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

TEL 0833-72-1404 (工事監理係)

## 6 契約に関する事項

(1) 小規模修繕（10万円未満）の発注をする場合は、原則として見積書を提出していただき、契約することになります。（見積りを依頼されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注担当課まで連絡をお願いします。）

(2) 修繕代金の支払は、施工完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前金払及び部分払は行いません。また、小規模修繕の契約に伴って事故が生じた場合は、受注者の負担とします。ただし、光市の責めに帰する事由による場合は、この限りではありません。

(3) 契約は、光市財務規則、その他関係法令に基づき締結され、請け負った修繕は誠実に履行しなければなりません。また、請け負った修繕は原則として自ら履行し、一括下請負（いわゆる丸投げ）はもちろん、市が認める場合以外の下請はできませんので、申請に際しては自分で施工（履行）できる業種を記載してください。

(4) 契約後の辞退は原則として認められません。正当な理由なく契約を辞退された場合は、登録を抹消します。

(5) 談合等の独占禁止法違反、その他関係法令等に違反する行為は絶対に行わないでください。不正又は不誠実な行為があったときは、契約解除の上、登録を抹消します。

## 7 留意事項

名簿への登録は、発注に当たって業者選定の対象になり得るということであり、指名や契約を約束するものではありません。契約は、見積競争の結果によります。

なお、見積書の提出に要する費用は見積提出者の負担となります。

## 提出書類一覧表

NO.	提出書類	
1	小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）	
2	資格証明書、許可証等の写し	
3	(法人)	履歴事項全部証明書（写し可） (注) 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの
	(個人)	誓約書（別紙）
4	市税の未納・滞納がない証明書の写し	
	(法人)	本社に係る、光市に納める全ての税の完納証明書 (注) 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの
	(個人)	代表者個人に係る、市に納める全ての税の未納・滞納がない証明書 (光市においては、完納証明書) (注) 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの
5	技能者等一覧表（様式第2号）	

- ※ 申請書類は、A4フラットファイル（紙）に番号順に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に商号・名称を記載してください。
- ※ 不足書類がある場合、受け付けできません。

**小規模修繕の希望業種**

NO.	業 種	修 繕 等 の 例 示
<b>1</b>	大 工	押入れ底板張替、床組補修、敷居取替え、壁間仕切り修繕等
<b>2</b>	左 官	漆喰補修、コンクリートブロック修繕、タイル補修、モルタル補修等
<b>3</b>	電 気	漏電修繕、コンセント取替え、照明器具不良修繕、消防設備機器修繕等
<b>4</b>	管	水栓交換、ボールタップ・フロート弁交換、流し台ジャバラホース交換、便器取替等
<b>5</b>	建 具	ドアクローザー交換、シリンドラー交換、サッシ戸車交換、ドアノブ交換、ガラス取付等
<b>6</b>	内 装	クロス・長尺シート・Pタイル・カーペット張替、畳・襖張替、天井ボード張替等
<b>7</b>	土木関係	フェンス修繕、防護柵・交通安全施設・土木等修繕等
<b>8</b>	防 水	シート防水補修、シーリング補修、塗膜防水等
<b>9</b>	その他	上記以外 (内外壁塗装、仕上げ塗装、折板張替え、雨仕舞修繕、瓦修繕など)